

2023年6月6日（火）
愛知県防災安全局防災部
防災危機管理課
危機管理・国民保護グループ
担当 青山、金丸
内線 2505、2506
ダイヤル 052-954-6143

2023年度職員参集等訓練の実施について

愛知県では震度5強以上の地震が発生した場合、愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）に基づき、職員が速やかに愛知県災害情報センター等に参集し、応急対策に当たることとしています。

大規模災害時の業務継続力の向上を図るため、下記のとおり**職員参集、情報伝達及び初動対応の訓練**を実施します。

記

1 日時

2023年6月9日（金）午前6時から午前9時30分頃まで
（実施日時は職員へ事前周知しています。）

2 訓練目的

愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）に基づく**初動対応を検証**するため、限られた人員での的確な初動対応の確認、安全を確保した上で被害状況や危険箇所などを具体的に想像して行動するなど、より実践的な訓練を行います。

3 実施内容

午前6時に南海トラフを震源域とした県内で**最大震度7を観測する地震**が発生し、第3非常配備が発令されたとの想定で訓練を実施します。

- (1) 情報伝達訓練（職員非常呼出システム及び携帯電話メール）
- (2) 職員参集訓練
- (3) 初動対応訓練（※災害対策本部会議の訓練は実施しません。）

4 参集・訓練場所

- (1) 本庁災害情報センター及び予備室（県自治センター6階及び地下2階）
- (2) 東三河総局、県民事務所に設置される災害対策本部の各方面本部・駐在（各庁舎内災害対策センター室）

5 参集予定者

上記4の参集場所に参集することとなる職員のうち、自宅から直線距離6.4km以内（徒歩3時間以内）の範囲に居住する者（約200人）

6 スケジュール

午前6時00分 地震発生（第3非常配備発令、災害対策本部設置）
・職員非常呼出システム及び携帯電話メールを用いた情報配信テスト（情報伝達訓練）
・参集途上の危険箇所等の確認をし、所定の参集場所へ、徒歩又は自転車により参集（職員参集訓練）
・災害情報センター等の立上げ等の初動対応訓練

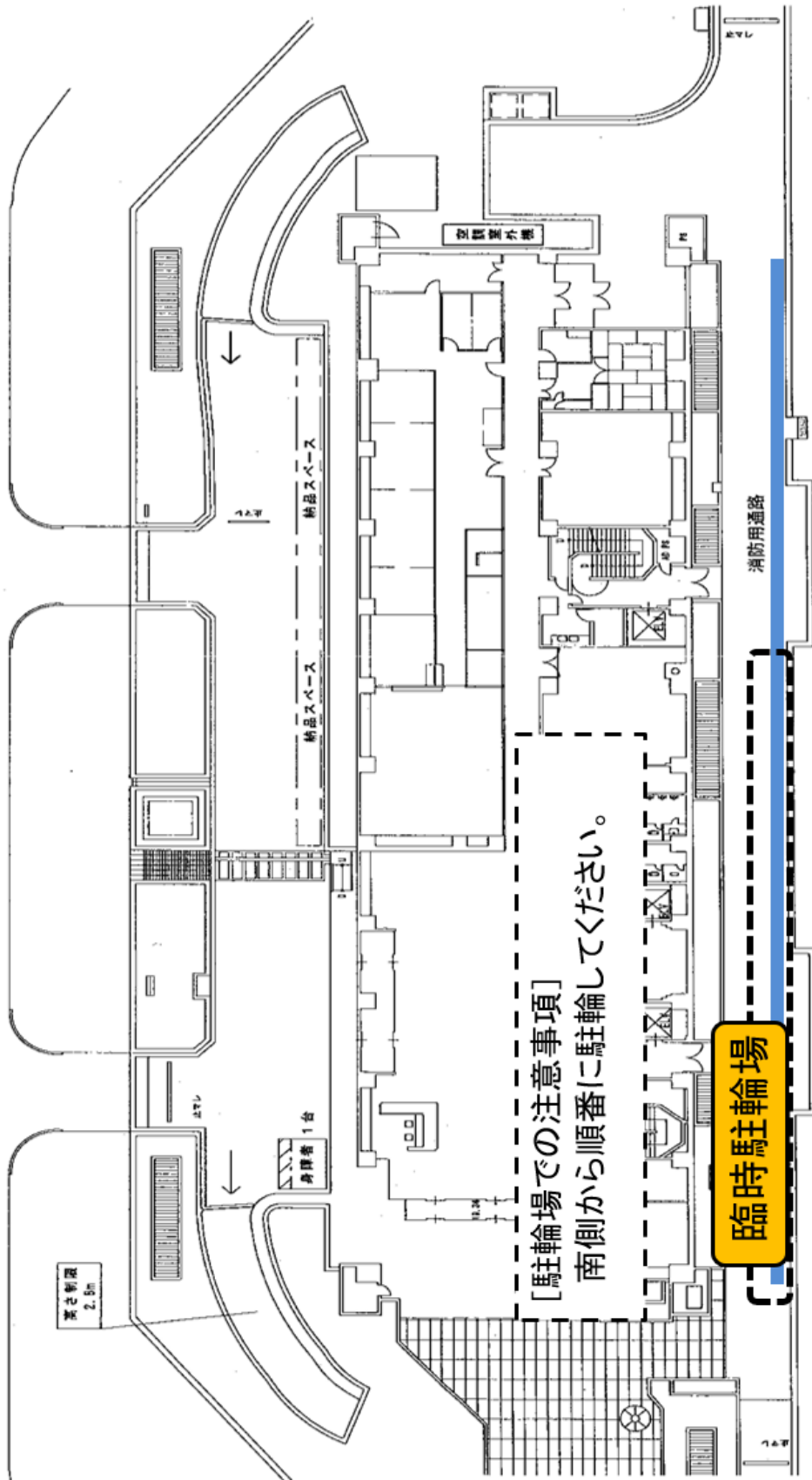
午前8時50分頃 知事訓示（災害情報センター）
訓練検証後、終了

※ 取材に際してのお願い

- (1) 自転車での参集状況の取材場所は、参考1を参照してください。
- (2) 初動対応訓練が行われる災害情報センターの取材場所は、当日お伝えする位置でお願いします。
(知事訓示の際は、立入の制限を解除します。)
- (3) 自社の腕章等を必ず着用するとともに、係員の指示に従ってください。

(参考) 訓練の中止等について

- (1) 訓練中止の目安は次のとおり。
 - ア 県内の一部又は全域に大雨、洪水、暴風、高潮の警報又は大雨、暴風、高潮、波浪の特別警報、「伊勢・三河湾」又は「愛知県外海」の津波警報又は特別警報(大津波警報)のいずれかが発表され、かつ、県内の一部又は全域に相当規模の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合
 - イ 南海トラフ地震に関連する情報（南海トラフ地震に関連する情報（定例）を除く。）が発表された場合。
 - ウ 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 大規模事故の発生、気象状況、本県へのJアラートの伝達等により、一部の訓練を変更又は中止することがある。



1 愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）

大規模災害が発生すると、行政自身も被災し、業務が中断するなど、県民生活や経済活動に大きな影響が及ぶおそれがあります。

愛知県では、発災時にも必要な業務を継続できるようにするため、2009年11月に「愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）」を策定し、170の地方機関においても2012年度末までに策定しました。

2016年3月には、新しい被害予測調査や必要な対策等を踏まえて、愛知県庁BCPを「南海トラフ地震想定」として改定しました。

2 災害対策本部

災害対策基本法第23条の規定により、県の地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、防災活動を強力に推進するため臨時に設置する組織。

3 災害対策本部の組織とその所掌事務

災害対策本部は、本部長（知事）、副本部長（副知事・防災安全局長）並びに部、方面本部及び協力部をもって構成します。

災害対策本部に本部会議を置き、災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害情報センターを置き、災害に関する情報の収集・伝達、部相互間の連絡調整及び災害応急対策に関する基本事項の実施等を円滑に行います。

4 災害情報センター

統括指令長（防災安全局長）、副指令長（防災部長、防災危機管理課長及び災害対策課長等）、その他の要員約100人で構成します。

5 職員参集訓練において直線距離6.4km以内（徒歩3時間以内）に参集できる職員を対象を限定する理由

大規模地震発生時には、3時間以内に参集できる職員がまず参集し、初動対応に取り組むことを想定しています。